

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事が本格化する中、県内全域で労働者の不足が生じる恐れがあり、不足する労働者を受注者が地域外から調達せざるを得ない場合に要する「現場労働者に係る宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」（以下「労働者確保に要する間接費」という。）について、現行積算基準により算出した労働者確保に要する間接費と乖離が生じる可能性があることから、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月1日付漁港第407号総括課長通知）により、共通仮設費及び現場管理費に追加費用を計上することとした。

しかし、今後、更に労務市場が逼迫し、地域外からの労働者確保が必要になることが想定されることから、契約締結後に労働者確保に要する間接費に関し、受注者の支出実績を踏まえて実績変更することについて、必要な事項「労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準（以下「間接費の実績変更の運用」という。）」を定めるものである。

1 対象工事

「間接費の実績変更の運用」の対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 農林水産部漁港漁村課が所管する県営建設工事であること。（建築工事は除く。）
- (2) 工事施工場所が岩手県全域であること。
- (3) 工事施工場所が沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局本局管内である場合には、平成24年10月25日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年10月24日時点で契約中の工事であること。（平成24年10月24日時点で残工期が2ヶ月未満のものは除く）

また、これ以外の地域である場合には、平成25年11月25日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成25年11月24日時点で契約中の工事であること。（平成25年11月24日時点で残工期が2ヶ月未満のものは除く）

- (4) 漁港漁場関係工事積算基準に記載されている工種区分を適用している工事であること。

2 対象となる間接費

「間接費の実績変更の運用」の対象となる労働者確保に要する間接費は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）とする。

営繕費：労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業費の食事等（事業負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

3 特記仕様書への記載

対象工事については、次の例を参考に特記仕様書に明示する。

<特記仕様書への記載例>

「労働者確保に要する間接費の実績変更について」

- 1 当該工事は、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した「現場労働者に係る宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」について、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月1日）に基づき追加費用を計上しているが、不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、漁港漁場関係工事積算基準により算出した実績変更対象費では適正な工事の実施が困難になった場合は、受注者の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。
営繕費：労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2 受注者は、労働者確保に要する間接費の実績変更（以下「間接費の実績変更」という。）を請求する場合は、実績報告書（様式1）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を明確に証明する金額計算書などをいう。）を監督職員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする。
なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- 3 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の実績変更」の対象としない。
- 4 発注者は、「間接費の実績変更」をする場合は、実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において適切性が明確に確認された費用から、積算基準により算出した共通仮設费率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分（以下「実績変更対象費（率式）」という。）を差し引いた費用を、積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。
- 5 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 6 受注者は、「間接費の実績変更」に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4 入札時（見積）参考資料への記載

対象工事については、設計額における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費を次の例を参考に入札時（見積）参考資料に明示する。

入札時（見積）参考資料 p 1 記載例

労働者確保に要する間接費の実績変更対象費

「労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」第2項による対象となる間接費について、当初設計における「共通仮設費」及び「現場管理費」の実績変更対象費は下記のとおりである。

費 目	当初設計における間接費の実績変更対象費
共通仮設費（営繕費）	〇,〇〇〇,〇〇〇 円
現場管理費（労務管理費）	△,△△△,△△△ 円

※ 実績変更の対象となる間接費

共通仮設費（営繕費）：労働者の輸送費に要する費用、宿泊費、借上費

現場管理費（労務管理費）：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

5 契約後の手続き

(1) 発注者は、契約変更を行う場合（契約金額が変更となる場合）は、その都度、変更となる実績変更対象費（見込額）を岩手県県土整備部共通仕様書(Ⅲ)（岩手県県土整備部 平成24年4月1日以降適用）様式-43「工事打合簿」にて受注者に通知する。

様式-43		記載例		工 事 打 合 簿	
工 事 名	●●工事				
発 議 者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成XX年YY月ZZ日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	●●工事の予定価格（第〇回変更）における実績変更対象費について				
●●工事の実績変更対象費は、以下のとおりとなります。					
	費目	当初	変更（第〇回変更）		
	共通仮設費 （営繕費）	1,500,000 円	2,000,000 円		
	現場管理費 （労務管理費）	500,000 円	1,000,000 円		
※ 実績変更対象額					
共通仮設費（営繕費）：労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費					
現場管理費（労務管理費）：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用					
「労働者確保に要する間接費の実績変更」を請求する場合は、実績報告書（様式1）及び実績変更対象費に実際支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を提出し、協議するものとする。					

(2) 受注者は、「労働者確保に要する間接費の実績変更」を請求する場合は、岩手県県土整備部共通仕様書(Ⅲ)（平成24年4月1日適用）様式-43「工事打合簿」に、

7 積算について

(1) 当初設計及び変更設計時における積算

当初設計及び変更設計時（中間）の積算は標準積算基準による。その際、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について（平成24年3月1日付漁港第407号総括課長通知）」により共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。

(2) 最終（精算）変更における「間接費の実績変更」の積算

次式により算出した「実績変更対象費（積上）」額を、共通仮設費、現場管理費に積上げ計上し、実績変更するものとする。

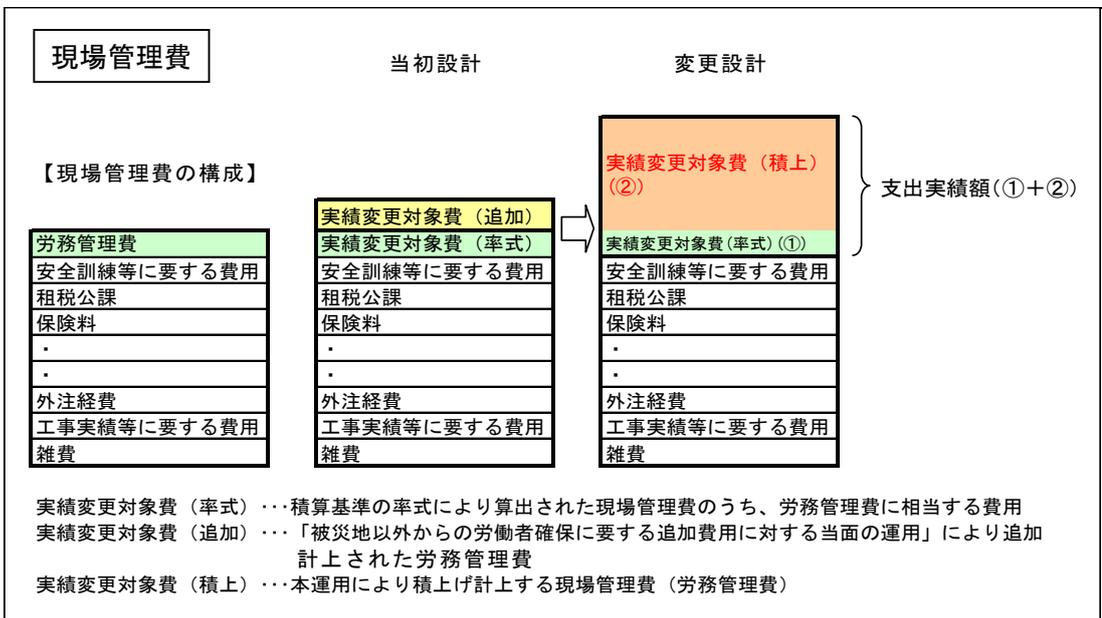
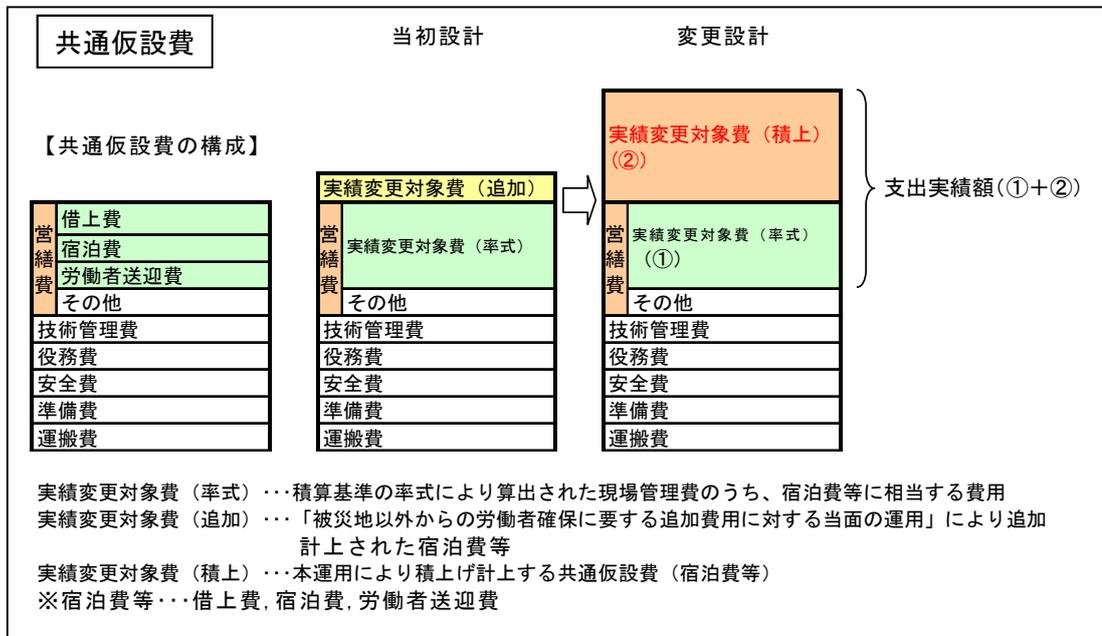
$$\text{実績変更対象費(積上)} = \text{支出実績額}(\ast 1) - \text{実績変更対象費(率式)}(\ast 2)$$

※1 支出実績額

=労働者確保にかかる実績報告額（様式1）の額（ただし、証明書類において適切性が明確に確認された費用（税抜き）。）

※2 実績変更対象費(率式)(小数点以下切捨て)

=「積算基準の率式により算出した共通仮設費（率分）又は現場管理費」×実績変更対象費の割合



「支出実績額」は、共通仮設費と現場管理費毎の算出する。

「支出実績額」が、「実績変更対象費（率式）」を超過しなかった場合、「実績変更対象費（積上）」による実績変更は行わない。（積算基準の率式により共通仮設費、現場管理費を計上し、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用」による補正は考慮する。）

【算出例】

○「共通仮設費」の「実績変更対象費（積上）」の額の算出

費目	金額	備考
支出実績額(共通仮設費分)	2,000,000 円	(①)
実績変更対象費(率式)(共通仮設費分)	1,500,000 円	(②)
実績変更対象費(積上)(共通仮設費分)	500,000 円	※(③)=①-②

※ 実績変更対象費(積上)(共通仮設費分)がマイナスとなった場合、実績変更対象費の積上による実績変更は行わない。（積算基準の率式により共通仮設費を計上し、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用」による補正は考慮する。）

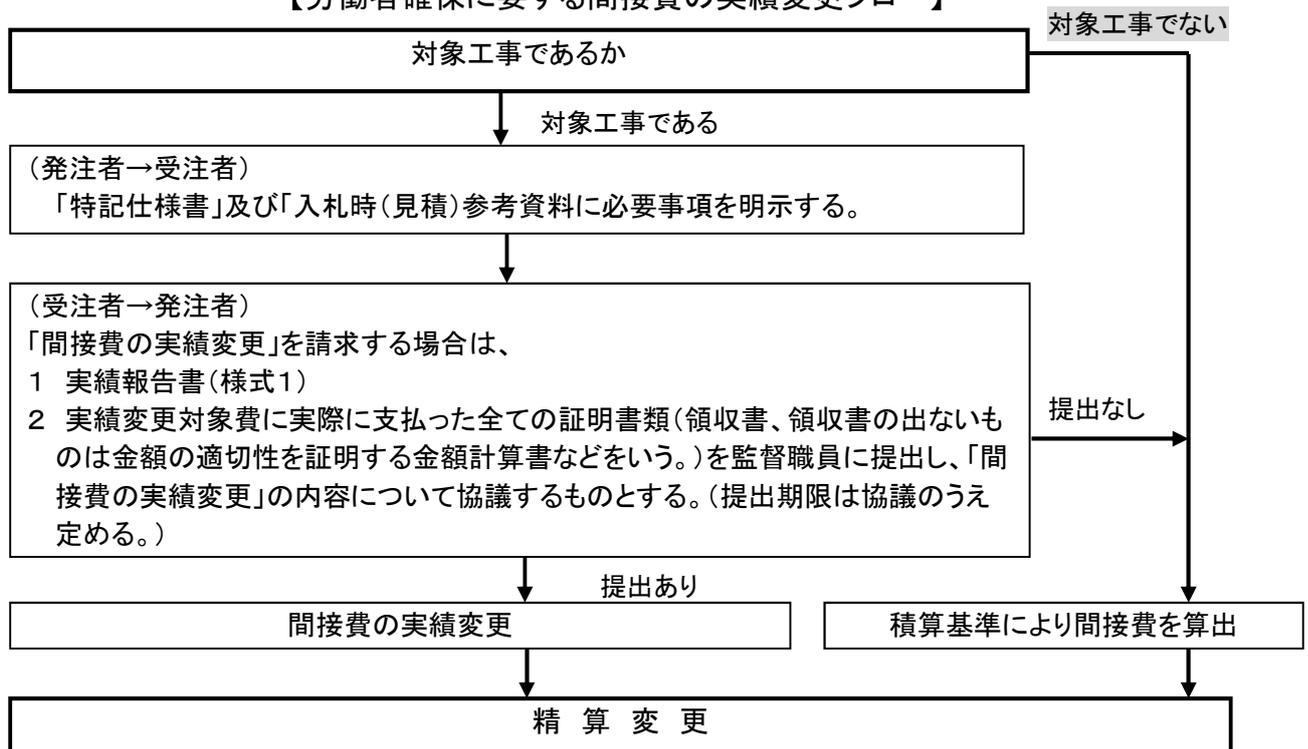
○「現場管理費」の「実績変更対象費（積上）」の額の算出

費目	金額	備考
支出実績額(現場管理費分)	3,000,000 円	(①)
実績変更対象費(率式)(現場管理費分)	2,000,000 円	(②)
実績変更対象費(積上)(現場管理費分)	1,000,000 円	※(③)=①-②

※ 実績変更対象費(積上)(現場管理費分)がマイナスとなった場合、実績変更対象費の積上による実績変更は行わない。（積算基準の率式により現場管理費を計上し、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用」による補正は考慮する。）

(3) (2)の「実績変更対象費（積上）」の額の算出は、別紙「実績変更対象費（積上）算出表（様式2）」によるものとし、「実績変更対象費（積上）算出表（様式2）」は設計書に添付するものとする

【労働者確保に要する間接費の実績変更フロー】



8 実績変更対象費について

(1) 対象となる労働者

ア 実績変更対象費の対象は、「労働者（※1）」とする。（「社員等従業員（※2）」は対象外）

（※1）労働者とは、

- ・直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。（普通作業員、世話役、重機オペレーター、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工）

（※2）社員等従業員とは、

- ・元請者、あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識、技能を有する者。（例 現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）
- ・特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。（例 夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）

(2) 借上費

ア 別紙様式①に取りまとめ、賃貸契約に係る契約書の写し、借上げに要した領収書（税抜き）（※3）を添付すること。

イ 賃貸契約に記載されている敷金、礼金その他賃貸契約に係る費用等（税抜き）を含めるものとする。

(3) 宿泊費

ア 泊当りの宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。

イ 別紙様式②に取りまとめ、領収書（税抜き）（※3）を添付すること。

ウ 領収書は、宿泊した労働者毎に提出すること。

エ 宿泊費（1泊当り）の上限額は7,428円（税抜き）とすること。

オ 宿泊費の妥当性が認められた場合は上記上限額によらないことができるものとする。但し、妥当性を明確に証明する資料を添付し、監督職員が妥当と認めた場合に限るものとする。

(4) 労働者送迎費

ア 専用マイクロバス等を手配して労働者の宿泊場所から現場までの労働者を送迎した費用を対象とすること。

イ 計上する費用は、運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料等とすること。

ウ 別紙様式③及び様式③-1に取りまとめ、車両燃料等に係る領収書（税抜き）（※3）を添付すること。

エ 会社が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等（領収書等）の写し（※4）を添付すること。

オ 自社のマイクロバス等を使用した場合は、下記算定式により損料額を算定する。

〔算定式〕 車両損料＝走行時間（h）×損料単価（1時間当り）

なお、損料単価は協議により決定するものとするが、設定することが困難な場合は下記損料単価を参考に設定すること。

〔損料単価（参考）〕

- ・1台当り 5人以内・・・471円／時間
- ・1台当り 15人以内・・・764円／時間

(5) 募集・解散費

ア 労働者の「赴任手当」、「帰省旅費」は、別紙様式④に取りまとめ、会社が労働者に支給した額が把握できる調書等（領収書等）の写し（※4）を添付すること。

イ 労働者の所在地が分かる資料を添付すること。（免許証、社員証等の写し）

(6) 賃金以外の食事・通勤等に要する費用

ア 早出、残業費の食事費及び食事補助費は、別紙様式④-1に取りまとめ、会社が労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）及び食事に要した領収書等（税抜き）（※3）を添付すること。

〔適用となるケース〕（所要労働時間を超える作業する場合）

- ・当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を超える作業であると明記されている工事。
- ・協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合。

イ 通勤等に支給した費用は、別紙様式④-2に取りまとめ、会社が労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）及び食事に要した領収書等（税抜き）（※4）を添付すること。

〔適用となる通勤費等の手当〕

- ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当。
- ・遠隔地での工事で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当。

（※3） 証明書類として提出する領収書は「原本」とする。

（※4） 労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料又は、賃金及び手当を銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳を含む）の写しとする。

付則

この運用基準は、平成24年10月22日から施行する。

この運用基準が、平成25年11月22日から施行する。